

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

2024年4月2日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の省令（施行規則）が改正されました。

サンエス設備機器株式会社は取引の適正化・料金の透明化に向け、改正の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めてまいります。

1. 過大な営業行為の制限

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。
- (2) LPガス事業者の切替を制限するような契約の締結は行いません。
- (3) お取引先に対して法改正の内容の周知に努めます。

2. 三部料金制の徹底

- (1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、LPガス料金の透明化に努めます。
- (2) 賃貸住宅向けの設備費用は、ガス料金として原則計上しません。

3. LPガス料金の情報提供

- (1) 賃貸物件のLPガス料金については、事前に入居希望者に直接もしくはオーナー、不動産管理会社を通じて提示するよう努めます。
- (2) 入居希望者から直接LPガス料金等の情報提供の要請があればこれに応じます。

4. 教育

本宣言を徹底させるため、社内講習会等を実施し、関係法令等の理解を深めるとともに、上記取り組みの浸透を図ります。